



札幌市告示第 2007 号

下記のとおり一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 2 年（2020 年）4 月 9 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局 保険医療部 国保健康推進担当課 医療費適正化担当係

電話：011-211-2341 FAX：011-218-5182

2 入札に付する事項

(1) 調達件名

令和 2 年度ジェネリック医薬品差額通知業務

(2) 役務の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 30 日（火）まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者

(2) 平成 30 年～令和 3 年度札幌市競争入札参加者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」に登録されている者

(3) 会社更正法による更正手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者を除く。）又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと

(5) 過去 5 年間に、各種健康保険制度の保険者と同種業務の契約履行実績があり、本業務に係る役務の提供が十分可能であること

- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けている者、プライバシーマーク付与を受けている者、またはその他第三者機関から個人情報保護に関して認定を受けており札幌市が適当と認める者

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。

なお、入札説明書等は以下の札幌市ホームページからダウンロードすることができる。

URL：<http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/kokuho/ippankyousounyuusatsu.html>

- (2) 入札の日時及び場所

令和2年4月22日（水）10時00分

札幌市役所6階1号会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）

- (3) 開札

入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。

- (4) 入札書の提出方法

入札書は、郵送又は持参により提出すること。

ア 郵送する場合は、二重封筒とし、入札書を入れる封筒は、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）、開札日時及び調達件名を記載すること。また、外封筒には、令和2年度ジェネリック医薬品差額通知業務入札書在中と朱書きで記載すること。

この場合の提出期限は、令和2年4月21日（火）（必着）とする。

イ 持参する場合は、上記(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。